

## 令和7年度補正予算 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (機械導入事業)の要望調査について

### 1 事業の内容

地域ぐるみで畜産の収益性、持続性、社会的価値を向上させる畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体が行う機械導入への支援

### 2 要望調査の方法及びスケジュール

事業区分により要望調査の実施方法、提出書類が異なりますので、ご注意ください。

事業区分	機械導入事業【収益性向上対策】 (飼料増産優先枠、省エネ優先枠を含む)	機械導入事業【持続性・社会的価値向上対策】
提出先	都道府県窓口団体 (委託団体)	都道府県畜産主務課
提出期限	都道府県窓口団体(委託団体)が都道府県畜産主務課と相談して決定	農政局等への提出期限を踏まえ都道府県畜産主務課が決定し、管内の協議会及び生産者に周知。 都道府県は、その時点での要望状況について農政局等に情報提供。 農政局への提出期限は、ヒアリング等の日程を加味して農政局等が決定し、管内の都道府県に周知。
最終受理期限	中央畜産会 令和8年3月16日(月)	農林水産省本省 令和8年4月16日(水)
割当予定時期	令和8年5月中予定	令和8年6月中予定

※ 割当予定時期は変更される場合があります。

※ 機械導入事業の実施主体は、公益社団法人中央畜産会です。

また、最終受理期限までの間に都道府県等の段階でヒアリング等を行うことがありますので、都道府県段階での提出期限については、都道府県畜産主務課又は都道府県窓口団体(委託団体)にお問い合わせください。